

小田原市確認申請受理時チェックシート（確認の特例を受ける建築物）

建築基準関係規定などに基づき下記事項を確認しました。	設計者又は代理人氏名
----------------------------	------------

確認申請提出前に下記項目について内容確認の上、該当する各チェック欄に■またはレを記入して下さい。

下記事項が確認されていることを前提に受理時の審査を行います。

■ 提出前の再確認

※1 図書又は図書相互における不適合又は不整合、または規則第1条の3における「図書の種類」もしくは「明示すべき事項」の漏れ等がある場合は、再確認申請となることがありますので十分ご注意ください。

【これらの内容の正式な審査は、受理後に行われます。】

チェック欄	項目	
☐	図書相互の整合性がとれている。（法第43条許可等の図書と確認申請図書、平面図と立面図などの意匠図相互間）	
☐	規則第1条の3に規定する「図書の種類」が全てそろっている。	
☐	規則第1条の3に規定する「明示すべき事項」を全て記載している。	
☐	建築基準関係規定に基づく許可等は全て取得している。 （確認申請書の記載事項が許可等の内容と一致しない場合は、変更手続きが完了している。）	
☐	規則第1条の3第6項適用による明示すべき事項を他の図書に明示した場合は、その内容を示した図書を添付している。	
☐	下水道処理区域内(外)、接続可否等について 給排水業務課へ確認している。	☐ 区域内
		☐ 区域外
☐	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊危険区域、市条例第5条によるがけの区域含む）外(内)について、確認している。	☐ 区域内(配置図等に記載)
		☐ 区域外

■ 審査事項

1 添付書類の確認

チェック欄	規則で定める書類	確認事項
☐	確認申請書（第二号様式・第四号様式）※新様式	各新様式による書類が添付されている。
☐	建築計画概要書（第三号様式）	各新様式による書類が添付されている。
☐	建築工事届（第四十号様式）	各新様式による書類が添付されている
☐	公図の写し	申請敷地範囲
☐	（建築確認申請用）盛土規制法等判定チェックリスト（神奈川県建築行政連絡協議会）	
☐	大臣認定一覧表（確認申請書第三面14欄 別紙）	法第68条の25による構造方法・材料の認定番号に応じた区分・名称・認定番号・使用部位等が記載されている。
☐	構造方法等の認定の認定書の写し （法第68条の25の認定部分を有する場合）	認定書の写しが添付されている。
☐	認定型式の認定書の写し	認定書の写し及び認定の内容（構造方法やシックハウス等）がわかる資料が添付されている。

上記以外の添付書類		確認事項
☐	浄化槽資料 正本「大臣認定書、型式適合認定証、仕様書(図面・人槽・型番)」 副本「大臣認定書、型式適合認定証、仕様書(図面・人槽・型番)、浄化槽概要書(写し)」 保健所「大臣認定書、型式適合認定証、仕様書(図面・人槽・型番)、浄化槽概要書(原本)、案内図、配置図、平面図、他」	浄化槽を設置する場合のみ。 (既存浄化槽を使用する場合は、浄化槽維持管理検査票添付)

2 設計者等の記載・資格等の確認

チェック欄	確認事項	適用	備考
☐	委任状が添付されている。	代理者	確認の申請を代理者に委任する場合のみ。
☐	委任状と申請書第2面（建築計画概要書第一面、以下同様）の記載内容が整合している。		
☐	申請書第1面および添付された設計図書（構造計算書は表紙のみ）の全てに記名がされている。	設計者	
☐	建築士法第3条、第3条の2、第3条の3に規定する建築物に応じた設計または工事監理の資格がある。	設計者	※左記資格要件を満たしていない場合受理不可。
☐	建築士法第22条の2に規定する定期講習を同条に規定する期間内に受講している。	工事監理者	
☐	工事監理者、工事施工者が記載されている。 (未定の場合、未定と記載されている。)	工事監理者 工事施工者	未定の場合、工事着手前に工事監理者等届を提出して下さい。
☐	「建築設備の設計に関し意見を聞いた者」が記載されている（申請書第2面）。	建築設備の設計に関し意見を聞いた者	建築士法第20条第5項（建築設備士）に規定する場合のみ
☐	「意見を聴いた設計図書」欄に「別紙図面リストによる」と記載されている（申請書第2面4欄ト）。		
☐	「作成した設計図書」欄に設計した図面名称が記載されている（申請書第2面3欄ト）。	設計者	設計者が一の場合は、全てと記載。

3 正本及び副本の整合性の確認

チェック欄	申請書種別	確認事項
☐	正本 1通	
☐	副本① 1通	
☐	副本②(消防同意) 1通 (同意不要物件では <u>消防通知</u> として申請書1～6面及び <u>案内・配置・平面図</u> を添付)	
☐	副本③(保険所通知) 1通 ・浄化槽設置の場合	

4 添付図書の確認

※1 下記以外に建築基準関係規定及び条例に適合することの確認に要する図書の添付が必要です。

※2 図面名称は原則規則第1条の3に規定する「図書の種類」と合わせて下さい。ただし、名称が長いものについては「図書の種類」が把握できる程度に省略しても結構です。

添付要件	チェック欄	図書の種類	明示すべき事項
表1 (い)	☐	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	☐	配置図	縮尺及び方位
	☐		敷地境界線
	☐		敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	☐		延焼のおそれのある部分
	☐		防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置
	☐		擁壁の設置その他安全上適当な措置
	☐		土地の高低
	☐		敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差
	☐		申請に係る建築物の各部分の高さ
	☐		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	☐		下水管、下水溝又は溜め桝その他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
	☐		土砂災害特別警戒区域内における区域線、地点記号、区域線の出典 ※土砂災害特別警戒区域内の場合のみ
	☐	各階平面図	縮尺及び方位
	☐		間取り、各室の用途及び床面積
	☐		壁及び筋かいの位置及び種類
	☐		通し柱及び開口部の位置
	☐		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
	☐		申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2(同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この表において「増築等」という)をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の2第三号に規定する措置
	☐	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
表1 (ろ)	☐	2面以上の立面図	縮尺
	☐		開口部の位置
	☐		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	☐	2面以上の断面図	縮尺
	☐		地盤面

	☐	地盤面算出表	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさし の出並びに建築物の各部分の高さ
	☐		建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
	☐		地盤面を算定するための算式

法第 86 条の 7 適用（既存不適格建築物の緩和規定による増築の場合）

添付要件	チェック欄	「図書の種類」	確認事項
	☐	既存不適格調書	既存不適格起因事項ほか必要な事項が記入されている
	☐	令第 137 条の各規定 の内容確認に必要な 書類	既設部分の面積・構造ほか必要な図書に明示事項が表現されている EXP. J の有無、遡及範囲の特定等

5 関係法令等の確認（一部抜粋）

法令、関係法令			
☐	用途地域等・都市計画施設等(都市計画道路ほか)の位置 の確認	☐	地区計画 届出
		☐	土地地区画整理事業区域内における建築許可
☐	都市計画施設の区域内等における建築許可	☐	建築協定 届出
☐	開発許可・制限解除通知	☐	バリアフリー法 認定
☐	市街化調整区域内 建築許可	☐	県みんなのバリアフリーまちづくり条例 事前協議
☐	宅地造成及び特定盛土等規制法 許可	☐	ワンルーム等建築物指導基準 届出
☐	建築基準法 許可	☐	建設リサイクル法 届出
☐	小田原市建築基準条例 許可	☐	風致地区 許可
☐	駐車場附置義務条例 届出	☐	地区計画形態意匠条例 認定
☐	屋外広告物条例 許可	☐	都市再生特別措置法 届出
☐	狭あい道路 後退用地に関する事前協議	☐	送電線・高圧線下の建築 事前協議
☐	水路占用許可	☐	急傾斜地崩壊危険区域内建築許可